

中国における上場会社の不正な情報開示の民事責任（一）

清 河 雅 孝

中国における上場会社の虚偽表示者の損害賠償責任に関するこの小稿は、資料篇、判例篇および解説篇からなる。本号は、その資料篇にあたる。二〇〇二年一月十五日、最高人民法院所が公布した「証券市場の虚偽の表示による権利侵害の紛争事件の審理に関する通知」（以下、「虚偽表示による損害賠償の通知」という）および、二〇〇三年一月九日、同裁判所が公布した「証券市場の虚偽の表示による民事賠償事件の審理に関する若干の規定」（以下、「虚偽表示による損害賠償の規定」という）の和訳である。

証券市場における虚偽の表示（不正な情報開示）は、証券取引に関する詐欺的行為に該当する。金銭その他の財産を取得するために、上場会社等は、有価証券の売買その他の取引などについて、虚偽の決算報告、風説の流布を含め、重要な事項について虚偽の表示があり、または誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用する行為である。会社に関する情報の開示と関係を有するすべての証券取引の詐欺的行為が含まれている。虚偽の表示者の損害賠償責任とは、会社等がその虚偽の表示によって投資者に与えた損害について賠償する責任をいう。中国では、右通知と規定の制定前、証券市場における虚偽の表示またはその関与について、一九九三年の会社法二〇七条、二一二条、一九九三年施行の国务院の「株券発行と取引管理の暫定条例」七三条、七四条、七八条、同年施

行の國務院証券管理委員會の「証券詐欺行為暫定弁法」⁽¹⁾ 二二条、二二条、二二条、二六条および一九九九年施行の「証券法」⁽²⁾ 七二条、一八八条、一八九条、刑法一六〇条、一六一条、一八一一条、會計法五条、二六条は、虚偽の表示の禁止、これに関する行政処分および刑罰の規定を設けている。投資者が虚偽の表示によって生じた損害の賠償責任については、株券発行と取引管理の暫定条例七七条は、「本条例の規定の違反によって他人に損害を与えた者は、法に定めるところにより損害賠償責任を負う」という抽象的な規定を置いているのみである。また、会社法二二八条も、投資者が、虚偽の表示によって生じた損害について表示者に損害賠償の責任を追求する可能性を間接的に規定している。

①証券市場における虚偽の表示による損害賠償事件、当事者、投資者および証券市場の定義、②訴訟の時効、③虚偽の表示者、関与者、④管轄裁判所、⑤訴訟の形態、⑥虚偽の表示の認定、⑦虚偽の表示と損害との因果関係、⑧損害の範囲と認定、⑨帰責事由と免責事由等の損害賠償請求に必要な事項について全く触れられていなかった。⁽¹⁾ 証券市場における虚偽の表示によって損害を被った投資者が上場会社などの表示者に対して提起した損害賠償事件について、人民裁判所は、当時の法体制では十分対応することができなかった。また、虚偽の表示の定義、表示と損害との因果関係、帰責事由、損害賠償の範囲が不明であるために、投資者の乱訴の傾向が見られる。

そこで、各地の裁判所に提起される、表示者などに対する投資者の損害賠償請求の事件について、二〇〇一年九月二十四日、最高人民裁判所は、「証券の民事賠償事件の一時不受理に関する通知」⁽²⁾ を発して裁判所にその受理と審理にストップをかけた。⁽³⁾ 事件受理の停止のみならず、受理されていた事件の審理も一時的に中止された。⁽³⁾ 右通知を発した理由には、虚偽の表示による損害賠償の法制度の不備、人民裁判所の処理能力の限界、証券市場の混乱の回避などが挙げられているが、批判も寄せられている。⁽⁴⁾ 最高人民裁判所は、約三ヶ月の準備を経て、「虚偽表示による損害賠償の通知」⁽⁵⁾ を公布し、虚偽の表示による損害賠償事件の受理を開始した。それにより多くの同種の訴訟事件が中級人民裁判所に提

起された。十一ヶ月後、事件の審理の経験を総括した上で、「虚偽表示による損害賠償の規定」を制定した。

同通知は、虚偽の表示による損害賠償事件の定義、同事件提起の要件、出訴期間とその起算点、訴訟形態、管轄裁判所、受理裁判所の報告義務について規定を設けている。同規定は、同通知の定めを踏まえながら、証券市場における虚偽の表示による損害賠償事件、当事者、投資者および証券市場の定義、訴訟の時効、虚偽の表示者、関与者、管轄裁判所、訴訟の形態、虚偽の表示の認定、虚偽の表示と損害との因果関係、損害の範囲と認定、損害額の推定、帰責事由と免責事由等損害賠償請求などの事項について詳細に定め、体系的な法規定になっている。⁽⁶⁾しかし同規定は、同通知を廃止したものではない。同規定三七条は、本規定が同通知と一致しないときは本規定に従うと定めているからである。

同通知と同規定の内容は、拙稿の(三)で検討するが、同訴訟事件の提起は、中国証券監督管理委員会およびその派出機関の処罰を受けた虚偽表示を要件とすること、集団代表訴訟の形態(クラスアクション)ではなく単独訴訟または共同訴訟の形態が採られること、中級人民判所が同訴訟の管轄裁判所であること、虚偽の表示者が発起人、支配株主等実際の支配者、発行者または上場会社、証券販売代理商(証券幹事会社)、証券上場の推薦者、会計事務所、弁護士事務所、資産評価機関等の中間サービス専門機関、取締役、監査役と支配人等の上級管理職および直接責任者およびその他、風説を流布した機関と自然人等広範囲な者を含めること、損害と表示との因果関係および損害賠償の範囲が明示されることは、同通知と同規定の特徴である。⁽⁷⁾

註

(1) 賈緯「証券市場虚偽陳述民事賠償制度——『关于審理証券市場因虚偽陳述引發的民事賠償案件的若干規定』的理解与說明」民商審判指導与参考三卷四九頁(二〇〇三年)。

- (2) 粟津光世「法令と案例からのぞく中国コーポレートガバナンス」中国法令二〇〇五年六月号九頁以下。
- (3) 二〇〇一年九月二十九日人民日报海外版。
- (4) 二〇〇二年一月十六日人民日报海外版。
- (5) 程淑娟「証券民事訴訟將何処去」二〇〇一年十一月三日人民日报海外版。
- (6) 張勇健「对于『关于審理証券市場因虛假陳述引發的民事賠償案件的若干規定』中幾個時間点的理解与適用」判解研究一一輯三〇頁以下（中国人民大学民商事法律研究中心、人民法院出版社、二〇〇三年）、程嘯、楊文「对『关于審理証券市場因虛假陳述引發的民事賠償案件的若干規定』的若干評析」判解研究一一輯四二頁以下（中国人民大学民商事法律研究中心、人民法院出版社、二〇〇三年）、宋一欣「虛假陳述民事賠償訴訟制度若干問題的思考」法律適用二〇〇五年九頁以下（二〇〇三年）參照。
- (7) 孔玲、葉軍「証券市場因虛假陳述引發的民事賠償案件的受理条件」法律適用二〇〇五年二期二頁以下（二〇〇三年）。

一 最高人民裁判所公布の「証券市場の虚偽の表示による権利侵害の紛争事件の審理に関する通知」（二〇〇二年一月十五日）

人民裁判所は、研究を経て、証券市場における虚偽の表示によって惹起された権利侵害の損害賠償事件（以下、「虚偽の表示による損害賠償事件」という）について、「中華人民共和国民事訴訟法」に定める受理の要件を充たすときは、本通知を発する日から、これを受理することができることと決定したので、現在、その関係問題について次の通り通知する。

一 虚偽の表示による損害賠償事件とは、証券市場における情報開示義務者が「中華人民共和国証券法」に定める情報開示義務に違反して、その提出・公布した情報開示書類において事実と反して表示しまたは記載することによ

り、権利侵害を被った投資者が提起した損害賠償の訴えをいう。

二 人民裁判所が受理した虚偽の表示による損害賠償事件では、虚偽の表示は、中国証券監督管理委員会およびその派出機関が調査した上で、有効な処罰を決定したものでなければならぬ。当事者がこの調査・処分の結果を訴え提起の事実根拠とするときは、人民裁判所は、始めて、法に定めるところにより事件を受理する。

三 虚偽の表示による損害賠償事件の訴訟時効は、二年とし、中国証券監督管理委員会およびその派出機関が虚偽の表示に対して処罰を決定する日から起算される。

四 人民裁判所は、虚偽の表示による損害賠償事件を受理するときは、単独訴訟または共同訴訟の形態を取らなければならぬ。ただし、集団代表訴訟の形態を採ってはならぬ。

五 直轄市、省都、計画指定都市および経済特別区の中級人民裁判所は、一審の管轄裁判所とする。地域管轄は、被告地の原則に基づいて、次の通り統一的に規定する。

(一) 被告に上場会社がある訴訟は、上場会社所在地の直轄市、省都、計画指定都市および経済特別区の中級人民裁判所の管轄を受ける。

(二) 機関（虚偽の表示の証券会社、中間サービス機関など、以下、同じ）と自然人を共同被告として提起される訴訟は、機関の直轄市、省都、計画指定都市および経済特別区の中級人民裁判所の管轄を受ける。

(三) 複数の機関を共同被告として提起される訴訟は、原告が選択した一つの機関所在の直轄市、省都、計画指定都市および経済特別区の中級人民裁判所の管轄を受ける。原告が複数の中級人民裁判所で訴訟を提起したときは、最初に訴訟を提起した中級人民裁判所の管轄を受ける。さらに

六 中級人民裁判所は、事件を受理した後、三日以内に受理の状況を等級に沿って最高人民裁判所までに報告しなけ

ればならない。

二 最高人民裁判所の「証券市場の虚偽の表示による民事賠償事件の審理に関する若干の規定」（法釈〔二〇〇三〕二号）

（二〇〇二年十二月二十六日最高人民裁判所審判委員会代二二六一回会議可決 二〇〇三年一月九日 二〇〇三年二月一日より施行）

証券市場の虚偽の表示によって提起された損害賠償事件を的確に審理し、証券市場における民事行為を規制し投資者の権利を保護するために「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和国証券法」、「中華人民共和国会社法」および「中華人民共和国民事訴訟法」等の法令に基づいて証券市場の実際の状況と審判の実務を斟酌し本規定を制定することとする。

一 一般規定

第一条【事件】 本規定でいう証券市場の虚偽の表示によって提起された損害賠償事件（以下、「虚偽の表示による損害賠償事件」という。）とは、証券市場の投資者は情報開示の義務者が法律に違反して虚偽の表示によって損害を生じたことを理由に人民裁判所に提起する損害賠償の訴えをいう。

第二条【投資者、証券市場】 本規定でいう投資者とは、証券市場において証券の引受および取引を行う自然人、法人

またはその他の組織をいう。

② 本規定でいう証券市場とは、発行者が社会に公開募集により株式を発行する市場、証券取引所の株価の決定システムを通じて株式を取引する市場、証券会社が代理して株式を譲渡する市場および国家の認可を経て設立されたその他の証券市場をいう。

第三条【適用範囲】 次の取引で生じた損害賠償事件には、本規定を適用しない。

一 国家の認可を経て設立された以外の証券市場で行われた取引

二 国家の認可を経て設立された証券市場で協議による譲渡によって行われた取引

第四条【解決方法】 人民裁判所は、虚偽の表示による損害賠償事件を審理するときは、調停を重んじ、当事者に和解勧告をしなければならない。

第五条【訴訟の時効】 投資者が虚偽の表示者に対して提起した損害賠償事件の訴訟時効は、民法通則一三五条に基づいて次の通り状況に応じて起算日を定める。

一 中国証券監督管理委員会またはその派出機関が虚偽の表示者に対して処罰を決定する日

二 中華人民共和国財政部、その他の行政機関および行政罰を処する権限を有する機関が処罰を決定する日

三 虚偽の表示者が行政罰を受けていないが、人民裁判所の有罪判決を受けた日

② 同一の虚偽の表示について異なる行為者に複数の行政罰が科され、または行政罰若しくは刑事罰が課されるときは、最初に行政罰を決定し公告する日ならびに有罪判決の発効日は、訴訟時効の起算日とする。

二 事件の受理と管轄

第六条【事件受理と必要な書類】 投資者は、虚偽の表示の被害を受けたことを理由に、関係機関の行政罰の決定または人民裁判所の有罪の判決により、虚偽の表示者に提起した損害賠償請求事件が民事訴訟法一〇八条の規定に合致するときは、人民裁判所は、これを受理しなければならない。

② 虚偽の表示による損害賠償事件を提起する投資者は、行政罰の決定ならびに公告または人民裁判所の有罪判決の文書のほか、次の証拠を提出しなければならない。

一 自然人、法人またはその他の組織の身分証明書。原本が提出できないときは、公証を得た副本を提出しなければならない。

二 取引の証書等投資の損害の証拠資料

第七条【虚偽の表示者】 虚偽の表示による損害賠償事件の被告は、次の者を含み、虚偽の表示者でなければならない。

一 発起人、支配株主等実際の支配者

二 発行者または上場会社

三 証券販売代理商（証券幹事会社）

四 証券上場の推薦者（証券会社）

五 会計事務所、弁護士事務所、資産評価機関等の中間サービス専門機関

六 二号、三号、四号に定める組織で責任を負うべき取締役、監査役と支配人等の上級管理職および五号の直接責任者

七 その他、風説を流布した機関と自然人

第八条【管轄裁判所】 虚偽の表示による損害賠償事件は、省、直轄市、自治区の人民政府所在の市、計画指定都市および経済特別区の中級人民裁判所の管轄を受ける。

第九条【複数の被告の裁判轄裁】 投資者が複数の被告に損害賠償請求の訴えを提起するときは、管轄裁判所は、次の通りである。

一 発行者または上場会社所在地の中級人民裁判所

二 発行者または上場会社以外の虚偽の表示者に対して訴えを提起したときは、被告所在地の中級人民裁判所

三 自然人を被告として訴えを提起したときは、被告所在地の中級人民裁判所

第一〇条【被告の追加と管轄裁判所の移送】 人民裁判所が、発行者または上場会社以外の虚偽の表示者を被告として提起した訴えを受理し、当事者の申立またはすべての原告の同意を経た後、共同被告として発行者または上場会社を追加することができる。追加の後、人民裁判所は、発行者または上場会社における管轄権を有する中級人民裁判所に事件を移送しなければならない。

② 当事者が申立をせず、または追加に同意しない場合、人民裁判所は、追加の必要があると認めるときは、発行者または上場会社に共同被告として訴訟参加するよう通知しなければならない。ただし、事件を移送してはならない。

第一条【審理の中止】 人民裁判所が虚偽の表示による損害賠償事件を受理した後、行政罰の当事者は、行政罰の決定を不服として行政再審の申立をしまは行政訴訟を提起したときは、審理の中止を決定することができる。

② 人民裁判所が虚偽の表示による損害賠償事件を受理した後、行政罰の決定が取消を受けたときは、訴訟の終結を決定しなければならない。

三 訴訟の形態

第二条【訴訟形態の選択】 本規定に定める損害賠償事件の原告は、単独訴訟または共同訴訟の形態を選んで訴えを提起することができる。

第三条【共同訴訟の参加と併合】 多数の原告が同一の虚偽の表示について同じ被告に対して提起した訴えに単独訴訟もあれば、共同訴訟もあるときは、人民裁判所は、単独訴訟を提起した原告に共同訴訟に参加するよう通知することができる。

② 多数の原告が同一の虚偽の表示について同じ被告に対して複数の共同訴訟を提起したときは、人民裁判所は、一つの共同訴訟に併合することができる。

第四条【訴訟代表と訴訟代理人の選任】 共同訴訟の原告の人数が審理開始前に確定されなければならない。原告は、人数が多いときは、二名ないし五名の訴訟代表を選出することができる。各訴訟代表者は、一名ないし二名の代理人を委任することができる。

第五条【訴訟代表者の権限】 訴訟代表者は、原告を代表して開廷審理に参加し、訴訟の請求を変更・放棄し、被告と和解し、調停の取り決めを取り交すために、原告の特別授權を受けなければならない。

第六条【判決文の記載】 人民裁判所が、被告が多数の原告に損害賠償の責任を負う旨の判決をするときは、判決本文で損害賠償の総額を記載し、各原告の氏名、その得るべき金額等を列記する表を判決書に添付することができる。

四 虚偽の表示の認定

第一条【虚偽の表示】 証券市場における虚偽の表示とは、情報開示の義務者が証券に関する法律に違反して証券の発行または取引の過程において重大な事件について事実と反した虚偽の記載、誤解をさせる表示、または情報開示時に、重大な記載漏れ、不当な開示を行う行為をいう。

② 重大な事件については、証券法第五九条ないし第六二条、第七二条および関係規定の内容に鑑み、これを認定しなければならぬ。

③ 虚偽の記載とは、情報開示の義務者が情報開示時、存在していない事実を情報開示の文書に記載した行為をいう。

④ 誤解をさせる表示とは、投資行為につき、情報の虚偽表示者が情報開示の文書またはマスメディアを通じて投資者に誤った判断を生じさせ、重大な影響を引き起こした行為をいう。

⑤ 重大な記載漏れとは、情報開示の義務者が情報開示の文書で記載すべき事項の全部または一部を記載しなかったことをいう。

⑥ 不当な開示とは、虚偽の表示者が相当な期間内において、または法定の方法で、開示すべき情報を開示していないことをいう。

第一条【損害賠償請求の要件】 投資者が次の場合があるときは、人民裁判所は、虚偽の表示と損害に因果関係があることを認定しなければならない。

一 投資者が虚偽の表示と直接関連を有する証券に投資した場合

二 投資者が虚偽の表示の実行日以後から、告発日または訂正日の前までに証券を購入した場合

三 投資者が虚偽の表示の告発日または訂正日以後、証券を売却しまたは証券を継続に保有することによって損害を生じた場合

第十九条【因果関係不存在の認定】 投資者に次の場合があるときは、人民裁判所は、虚偽の表示と損害に因果関係がないことを認定しなければならない。

一 虚偽の表示の告発日または訂正日の前にすでに証券が売却された場合

二 虚偽の表示の告発日または訂正日以後に投資した場合

三 虚偽の表示の存在を知らずながら投資した場合

四 損害または部分的な損害が証券市場のシステムによるリスク等その他の要素によって惹起された場合。

五 悪意な投資をし証券価格を操縦した場合。

第二〇条【虚偽の表示の実行日、告発日、訂正日】 本規定でいう虚偽の表示の実行日とは、虚偽の表示を提供した日または虚偽の表示が発生した日をいう。

② 虚偽の表示の告発日とは、虚偽の表示が全国のレベルで発行される新聞・雑誌、放送されるラジオとテレビの番組等のマスメディアにおいて第一回公開告発された日をいう。

③ 虚偽の表示の訂正日は、虚偽の表示者が中国証券監督管理委員会の指定した証券市場の情報開示のマスメディアにおいて、みずから虚偽の表示の訂正を公告し、法に基づいて取引停止のを行った日を指す。

五 帰責事由と免責事由

第二一条【虚偽の表示者の責任】 発起人、発行者または上場会社が虚偽の表示によって投資者が生じた損害につき、損害賠償責任を負う。

② 責任を負うべき発行者、上場会社の取締役、監査役および支配人等の上級管理職は、前項に定める損害につき、連帯して責任を負う。ただし、それが過失がないことが立証されたときは、その限りでない。

第二二条【実際支配者の責任】 実際支配者が発行者または上場会社を操作し証券法に違反させることによって発行者または上場会社の名義で虚偽の表示によって投資者に与える損害につき、発行者または上場会社は、損害賠償の責任を負う。ただし、発行者または上場会社は、実際支配者に求償することができる。

② 実際支配者が、証券法第四条、第五条および一八八条に違反して虚偽の表示によって投資者に与える損害につき、賠償責任を負う。

第二三条【証券販売代理商、推薦者の責任】 証券販売代理商、証券上場の推薦者が虚偽の表示によって投資者に与える損害につき、損害賠償の責任を負う。ただし、それが過失がないことが立証されたときは、その限りでない。

② 責任を負うべき発行者、上場会社の取締役、監査役および支配人等の上級管理職は、証券販売代理商、証券上場の推薦者の負うべき責任につき、連帯して責任を負う。ただし、その免責事由は、前項と同じ。

第二四条【中間サービス専門機関の責任】 中間サービス専門機関およびその直接責任者が、証券法第一六一条および第二〇二条に違反して虚偽の表示によって投資者に与える損害につき、その過失に応じて責任を負う。ただし、それに過失がないことが立証されたときは、その限りでない。

第二五条【その他の虚偽の表示者の責任】 本規定第七条第七号に定める、その他の虚偽の表示の機関または自然人が、証券法第五条、第七二条および一八八条および一八九条に違反して虚偽の表示によって投資者に与える損害につき、賠償責任を負う。

六 共同不法行為

第二六条【発起人と発行者との連帯責任】 発起人が発行者の情報開示を保証するときは、投資者の損害につき、発行者と連帯して責任を負う。

第二七条【証券販売代理商などの連帯責任】 証券販売代理商、証券上場の推薦者または中間サービス専門機関が、発行者または上場会社の虚偽の表示を知りまたは知るべかりしときは、これを訂正しまたは意見を留保しないときは、共同不法行為を構成し投資者の損害につき、連帯して責任を負う。

第二八条【上級管理職の連帯責任】 発行者、上場会社、証券販売代理商、証券上場の推薦者の責任を負うべき取締役、監査役および支配人等の上級管理職は、次の場合があるときは、共同の虚偽の表示と認定されなければならず、投資者の損害につき、発行者、上場会社、証券販売代理商、証券上場の推薦者と連帯して損害賠償の責任を負う。

- 一 虚偽の表示に関与した場合
- 二 虚偽の表示を知りまたは知るべかりしであるにもかかわらず、明確に反対の意思を表示しない場合
- 三 責任を負うべきその他の場合

七 損害の認定

第二九条【投資者の権利】 虚偽の表示者が証券市場において虚偽の表示によって損害を被った投資者は、第三〇条に基づいて虚偽の表示者に損害賠償を請求する権利を有する。証券の発行が停止された場合には、投資者は、払込をした株価の返還および同期の普通預金の利率による利息の賠償を請求する権利を有する。

第三〇条【虚偽の表示者の責任範囲】 虚偽の表示者が証券取引市場において損害賠償の責任を負う範囲は、投資者が虚偽の表示によって実際生じた損害に限るものとする。投資者の実際損害は、次のものを含む。

一 投資の差額による損害

二 投資差額の損害部分の手数料と印紙税

② 前項に定める金員の利息は、証券の購入日から売却日または基準日までの同期の普通預金の利率によって計算される。

第三一条【基準日前売却の損害額】 投資者が基準日以前に証券を売却したときは、その投資差額の損害は、購入の証券の平均価額と実際売却証券の平均価額との差額を投資者所持の証券数に乗じることによって計算される。

第三二条【基準日後売却の損害額】 投資者が基準日の後、証券を売却しまたは継続して保有するときは、その投資差額の損害は、購入の証券の平均価額と虚偽の表示の告発日または訂正日から基準日までの期間内に、毎取引日の終値の平均価額との差額を投資者所持の証券数に乗じることによって計算される。

第三三条【損害計算の基準日】 投資差額の損害計算の基準日とは、虚偽の表示の告発または訂正後、投資者の得るべき損害賠償が虚偽の表示によって実際生じた損害の範囲に限定される、損害計算の合理的な期間を確定するために定

められる締切の日をいう。基準日は、次の通り、状況に応じて確定される。

一 告発日または訂正日から虚偽の表示の影響を受けた証券の累積の取引量が流通株の総数に達する日。ただし、大量取引の協議によって譲渡された証券の取引量は、これに算入しない。

二 開廷審理前に前項に定める期日が確定されないときは、告発日または訂正日から第三〇回の取引日を基準日とする。

三 証券取引市場の上場が廃止されたときは、上場廃止日前の取引日を基準日とする。

四 証券取引が中止されたときは、取引中止日前の取引日を基準日とする。ただし、取引が回復されるときは、本条第一号に基づいて基準日を確定する。

第三四条【利益配当等の賠償額の充当の禁止】 投資者が、その証券の保有期間内に株主の身分によって取得される、利益配当、株式配当、準備金の資本組み入れに伴う株式配当および証券の保有期間内に出資し購入した割当の株式、新株、転換株を含む利益は、虚偽の表示者の損害賠償額にこれを充当してはならない。

第三五条【失権の証券の計算】 失権の証券の投資差額の損害を計算するときは、証券の価額と証券の数量は、失権前のものとして計算される。

付 則

第三六条【施行日】 本規定は、二〇〇三年二月一日から施行する。

第三七条【本規定の優先適用】 本規定が二〇〇二年一月十五日、最高人民裁判所公布の「証券市場の虚偽の表示による権利侵害の紛争事件の審理に関する通知」と一致しないときは、本規定に従う。